『ストーカー被害』や『DV被害』 我慢しないで、すぐに相談を!!

「ストーカー」や「DV」は、放置するとエスカレートして、殺人など生命に関わる凶悪事件に発展するおそれがあります。 早めの相談が、早い解決につながります!!

「ストーカー」って・・・?

ストーカー行為とは、

追随して歩く、自宅等への押し掛けや見張り、行動監視の告知、 面会要求、交際・復縁要求、連続電話、乱暴な言動、GPS機器 の取付けなど



警察では、被害者からの申出により、相手方に対してこれら規制対象行為を止めるよう 警告等を行うこともできます。



夫婦間であっても、身体的暴力(殴る、蹴る等)は、暴行、傷害に当たり、 処罰の対象となります。

被害者の裁判所への申立てにより、裁判官が加害者に対して被害者等への接近を禁止したり、自宅から退去を命令する「保護命令制度」 もあります。

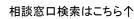


「女性に対する暴力をなくす運動」

【令和6年11月12日から11月25日】



- 警察本部警察相談窓口:「#9110」又は「026-233-0110」
- 警察本部性犯罪被害ダイヤルサポート110:「026-234-8110」 「0120-037-555」
- 性犯罪被害相談電話「#8103」(ハートさん)



<<警察以外の相談窓口>>

- 長野県女性相談センター: 026-235-5710
- 長野県男女共同参画センター"あいとぴあ":0266-22-8822
- DV相談ナビ「#8008」(はれれば)
- DV相談プラス「0120-279-889」





女性に対する暴力根絶のため のシンボルマーク